

長野県福祉サービス
第三者評価推進委員 様

長野県健康福祉部地域福祉課長

長野県福祉サービス第三者評価基準（保育所）の改正（案）に係る修正の賛否について（照会）

過日開催されました第 1 回長野県福祉サービス第三者評価推進委員会には、ご多忙の中、ご出席いただきまして、御審議ありがとうございました。

委員会で出された御意見を踏まえ、提案しました保育所の評価基準の改正（案）について、下記のとおり修正したいと考えております。

つきましては、お忙しい中大変申し訳ありませんが、再度御検討をいただき、8 月 1 日（月）までに別紙様式によりを御回答ください。

御異議がなければ、その他特段の御意見のなかった部分と併せて保育所の評価基準として、改正して参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

記

1 出された御意見の概要

(1) 内容評価基準（別添 1－6 3 ページ）について

- ・内容評価基準の着眼点「内装等には、木材を利用している。」
- ・評価基準の考え方と評価の留意点に解説した内容「保育所の内装等には、木材を利用することが必要です。」別添 1－6 4 ページ

留意事項の「内装等には、木材を利用している。」について、木材を使用する理由は何か？評価基準の考え方と評価の留意点の「趣旨・解説」において、木材を利用する理由を具体的に解説すること。

(2) 利用者調査（別添 1－7）について

- ・調査票で聞かれている「質問内容」について、親が「どこの保育所でも標準的に行っていること」だとの誤解を誘導してしまうのではないか。親と保育所のトラブル、保護者からの不平不満につながらないか。質問文により誘導されてしまうのではないか。
- ・他の都県ではアンケート内容について、事業者と評価機関で事前に打ち合わせを行い、聞き方、文言等の調整を行っているところもある。
- ・「わからない」という回答欄もあった方がいいのではないか。

2 御意見のあった基準等の設定の経緯及び趣旨

(1) 内装等の木材利用

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例において、一般原則として「内装等には木材を利用するよう努めなければならない」と規定しているため。

(2) 利用者調査

ア 保護者や利用者の意向把握及び保護者への周知状況等の確認を要する評価細目や着眼点があるので、それに対応して必要な質問項目を設定している。

イ 評価機関が質問項目(評価細目)について、事業者側の自己評価(書面調査)と、保護者・利用者側の意向を比べ、両方を客観的な立場から見ること、公正・中立な評価をできるように配慮した内容としている。

ウ 質問内容等は今回の改正では変更の必要性がないと考え変更等は行っていない。(なお、当初の作成時において、本委員会での御審議は経たものではありません。)

3 御意見に対する対応方法

御意見を踏まえ別添のとおり修正する。

4 理由

(1) 内装等の木材利用

ア 木材利用の趣旨等を事業者理解してもらう。

イ もう1つの独自追加部分である「県産の農畜産物等利用」と表現をそろえる。

(2) 利用者調査

ア 「よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上」を目指しての努力を積極的に評価するとともに、サービス利用にあたっての「利用者の意向」をより把握していきたいという面はあるが、保護者とのトラブルを生じさせることは第三者評価の本意ではない。

イ 文言や内容等について、評価機関と事業者間で十分話合うことで調整可能とし、お互いに納得した評価ができるものとする。

ウ 選択肢「わからない」覧の追加

庶務担当 地域福祉課福祉監査担当

(課長) 滝沢 弘

(福祉監査幹) 三井 一孝 (担当) 塩川 ゆか

(電話) 026-235-7127(直通)

(FAX) 026-235-7172

電子メール fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp